

## 浜松市保育サービス相談員実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育を必要とする保護者等の相談に応じ、保育資源や保育サービス等について情報提供し、多様化する子育て家庭のニーズに応じたサービスを結び付けることを目的として設置する浜松市保育サービス相談員（以下「保育サービス相談員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (身分)

第2条 保育サービス相談員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に定める再任用職員又は同法第3条第3項第3号に定める非常勤職員とする。

2 この要綱に定めるもののほか、保育サービス相談員の就業に関する事項は、浜松市職員の再任用に関する条例（平成14年条例第34号）又は浜松市非常勤職員の報酬、勤務時間その他の勤務条件に関する要綱の定めるところによる。

### (業務内容)

第3条 保育サービス相談員は、別表第1に掲げる所属に1人ずつ配置し、所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 保育を必要とする保護者等の相談に応じ、個別のニーズや家庭状況等を把握し、保育資源（幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等、認証保育所又はその他の一般認可外保育施設等をいう。）又は保育サービス（一般型一時預かり事業又は一時保育事業、幼稚園型一時預かり事業又は幼稚園預かり保育並びにファミリー・サポート・センター事業等をいう。）の利用に関する情報提供を行うこと。
- (2) 保育所等利用待機児童の保護者等に対し、児童の保育状況や意向確認等を行い、ニーズにマッチした保育資源又は保育サービスの情報提供を行うこと。
- (3) 保育資源又は保育サービスの利用に関する情報の収集及び作成等を積極的に行い、常に最新の情報を提供できる体制を確保するとともに、必要に応じて保育サービス相談員同士で情報交換や共有を図ること。
- (4) 家庭で子育てをしている保護者等の相談に応じ、児童館、子育て支援ひろば又は親子ひろばの情報を提供すること。
- (5) ひとり親家庭からの相談に応じ、個々の問題について適切な支援が受けられる担当部署へ案内すること。
- (6) その他所属長が必要と認めること。

### (関係機関との連携)

第4条 保育サービス相談員は、保育資源又は保育サービスを提供している機関のほか、福祉の行政機関等に対しても事業の周知を積極的に行うとともに、連携を密にし、本事業が円滑かつ効率的に行われるよう努めること。

(守秘義務)

第5条 保育サービス相談員は、正当な理由なく、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

中区役所 社会福祉課
東区役所 社会福祉課
西区役所 社会福祉課
南区役所 社会福祉課
北区役所 社会福祉課
浜北区役所 社会福祉課
天竜区役所 社会福祉課